

[contents]

2 平成27年度予算案
国民保険料収納対策と
厚年適用促進対策に261億円

平成27年1月14日、厚生労働省は「平成27年度予算案における国民年金保険料収納対策等」で、国民保険料収納対策の促進と厚年保険の適用促進対策で261億円であることを公表した。

3 厚生年金特例法に
基づき法律の施行状
況を国会に報告

平成27年1月27日、厚生労働省は「厚生年金特例法」の規定に基づき、特例納付保険料の納付状況等、法律の施行状況を国会に報告した。

4 不整合期間の「特定
保険料」2月1日より
納付申込開始

平成27年2月1日より、第3号被保険者の記録に「不整合期間」がある人の特例追納申込みが開始された。

5 日本年金機構
国民保険料強制徴収
に集中取組

日本年金機構は平成27年1月23日、「国民年金保険料の強制徴収の集中取組」を前年度に引き続き一層強化することを公表した。

6 ねんきん最前線・
市区町村 VOICE

岐阜県本巣郡北方町
お客様一人一人の話をよく聞き、明るく相談しやすい窓口を目指す岐阜県本巣郡北方町住民保険課保険年金係を取材した。

Topics

平成27年度金額改定 基本的に0.9%引き上げ

厚生労働省は平成27年1月30日、総務省による「平成26年平均の全国消費者物価指数」の公表(同日)を受けて、平成27年度の年金額改定について公表した。これによれば、平成27年度

の年金額は、平成26年度の特例水準の年金額と比較して、基本的に0.9%の引き上げ*となる(表1・図1)。

*特例水準の段階的解消とマクロ経済スライドによる調整と合わせた結果。

ただし、厚生年金の報酬比例部分については、被保険者期間が直近の期間しかない場合など、全ての人が0.9%の引き上げになるとは限らない。

なお、平成27年度の国民年金

表1 平成27年度の新規裁定者(67歳以下)の年金額の例

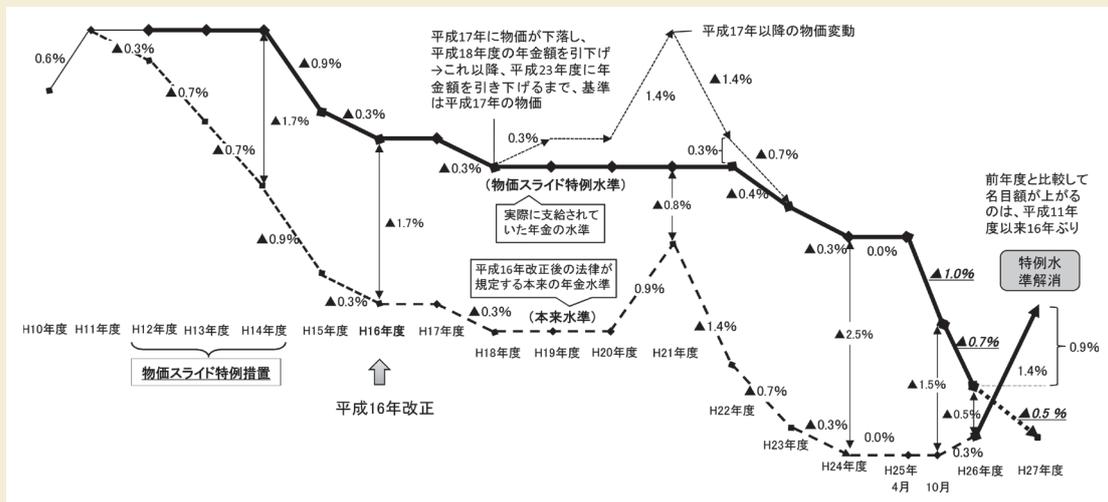
| | 平成26年度 (月額) | 平成27年度 (月額) |
|----------------------------|----------------|-----------------------|
| 国民年金 (1人分の老齢基礎年金(満額)) | 64,400円 | 65,008円 (+608円) |
| 厚生年金* (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む) | 219,066円 | 221,507円 (+2,441円) |

*夫の平均標準報酬額42.8万円、40年間就業、妻はその全期間専業主婦であったとして計算。

平成27年度年金改定に係る指標

| | |
|-------------------------|-------|
| 名目手取り賃金変動率 | 2.3% |
| 物価変動率 | 2.7% |
| マクロ経済スライドによる スライド調整率 | ▲0.9% |

■図1 本来水準と特例水準の年金改定の推移



保険料は平成26年度より340円アップの15,590円(月額)となる。また、平成28年度は平成27年度より670円アップの16,260

円となる。

また、在職老齢年金の支給停止調整変更額および支給停止調整額は平成26年度の46万円が平

成27年度では47万円に改定される。60歳台前半の支給停止調整開始額(28万円)については改定されない。

平成27年度予算案 国年保険料収納対策と 厚生適用促進対策に 261億円

平成27年1月14日、厚生労働省は「平成27年度予算案における国民年金保険料収納対策等」について取りまとめたものを公表した。

これによると、平成27年度予算において、国民年金の保険料収納対策の促進及び厚生年金保険の適用促進対策に要する経費は合わせて261億円となる。平成26年度の239億円より22億円増となっている。

うち、国民年金の保険料収納対策の促進は159.4億円(前年度比20.4億円増)、厚生年金保険の適用促進対策は101.6億円(前年度比1.7億円増)となっている(表2)。

国民年金保険料納付率は平成25年度現年度分で60.9%だが、収納対策として、平成30年度までを目処に低所得者を除くすべての滞納者に対して段階的に督促の拡大を図る。

厚生年金保険の適用について

は、平成25年度末時点の適用事業所数が180万、適用調査対象事業所は35.7万となっており、厚生労働省(日本年金機構)が保有する情報と雇用保険適用情報、法人登記簿情報と突き合わせて適用促進対象事業所を選定する。

表2 平成27年度予算案における国民年金保険料収納対策等

() 内は前年度比

| | |
|--|---------------------|
| 国民年金の保険料収納対策の推進 | 159.4億円 (20.4億円) |
| ①督促の促進及び強制徴収体制の強化 ・高所得であり長期間保険料を滞納している者を対象に強制徴収を徹底 | 75.8億円 (20.3億円) |
| ②確実かつ効率的な収納体制の強化 ・市場化テスト事業の改善 ・納めやすい環境の整備 ・金融機関の協力による口座振替の募集を実施 | 83.6億円 (0.2億円) |
| 厚生年金保険の適用促進対策 ・適用調査対象事業所に対する加入指導等の集中的な取組 | 101.6億円 (1.7億円) |
| 総額 | 261億円 (22.1億円増) |

厚生年金特例法に基づき 法律の施行状況を 国会に報告

厚生労働省は、平成27年1月27日、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」(略して厚生年金特例法)第15条の規定に基づき、特例納付保険料の納付の状況等、法律の施行状況を国会に報告した。

今回の報告は平成19年6月22日～平成26年9月30日の施行状況で、概要は下記のとおり。

1 年金記録確認第三者委員会における調査審議結果

厚生年金保険関係のあっせん等件数は102,141件で、うち厚生年金特例法に基づくあっせん等は88,956件であった。このうち、77,239件について、事業主が保険料納付履行義務をしなかったと認められた。

2 厚生年金特例法に基づくあっせん等により厚生労働大臣が記録を訂正した件数

88,956件であった(再掲)。

3 特例納付保険料の納付の状況等

特例納付保険料の総額は93億1,750万226円であった。うち納

付が行われたのは61,722件で総額62億1,110万4,469円であった。納付の申出がない事業主等については公表を行ったり、公表後に納付を再勧奨したケースがある。

4 事業主が納付に応じない場合であって、一定期間経過した後、国が負担した特例納付保険料の額に相当する額の総額等

特例納付保険料相当額を国が負担した件数は4,162件、総額21億5,858万212円であった。

不整合期間の「特定保険料」 2月1日より納付申込開始

第3号被保険者の記録に「不整合期間」がある人について、平成27年2月1日より特例追納の申込みが開始された。「不整合期間」とは、国民年金の記録において、実態は第1号被保険者であったにもかかわらず、記録上は第3号被保険者のままとされている期間を示す。不整合期間により年金受給資格期間を

失ったり年金額が減ることを回避するため、特例追納の措置に至った。

「不整合期間」がある人は「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」(特定期間該当届)を提出することで、「不整合期間」を年金の受給資格期間に算入することができる。ただし、納付できるのは最大10年分で、納付期間は平成27年4月1日～平成30年3月31日までの時限措置となっている。

特例追納の対象事例

下記のような事例で第3号被保険者⇒第1号被保険者への切替えが遅れて未納期間がある場合、特例追納の対象となる。

- 事例1 社員の夫が
 - ・退職した
 - ・脱サラして自営業を始めた
 - ・亡くなった
- 事例2 社員の夫と離婚した
- 事例3 妻自身の年収増により夫の健康保険被扶養から外れた

時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届

届書コード 6 4 1 届書
太枠内をご記入ください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|--|----|--|--|--|--|--|--|--|
| ① 基礎年金番号 | | | | | | | | | | ② 生年月日 | | | | | | | | | | 氏名 | | 性別 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 5.昭和7.平成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 郵便番号 | | | | | | | | | | 住所コード | | | | | | | | | | 住所 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 時効消滅不整合期間(特定期間) | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|----------|--|--|
| ③時効消滅期間1 | | | ④時効消滅期間2 | | | ⑤時効消滅期間3 | | | ⑥時効消滅期間4 | | | ⑦時効消滅期間5 | | |
| 5.昭和7.平成 | | | 5.昭和7.平成 | | | 5.昭和7.平成 | | | 5.昭和7.平成 | | | 5.昭和7.平成 | | |

※ 左記の期間に以下の期間が含まれている場合は○を記入してください。

| | |
|-----------------------|---|
| 海外在住期間 | ○ |
| 平成3年3月以前に学生であった期間 | ○ |
| 60歳前に老齢給付を受けることができた期間 | ○ |

※ 老齢基礎年金等の老齢給付を受けることができる場合は下記も記入ください。

| | |
|------------|------------------|
| 年金証書の年金コード | 年金証書の記号番号等(共済組合) |
| | |

上記のとおり届出します。平成 年 月 日

年金事務所長 殿 (届出者住所)
(届出者氏名)
(電話番号) 印

⑧ 受付年月日 7.平成 年 月 日 送信

○裏面の記載事項をお読みいただいたうえで届出してください。
○届出者住所欄は、届出者が被保険者本人の場合は、省略できます。
○届出者氏名欄にご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。
○内容について確認させていただく場合がありますので、(電話番号)欄には連絡が取れる電話番号を記入してください。

参考 追納する場合の保険料額

(平成27年度)

| | |
|----------|---------|
| 平成16年度以前 | 15,430円 |
| 17年度 | 14,880円 |
| 18年度 | 14,930円 |
| 19年度 | 14,960円 |
| 20年度 | 15,090円 |
| 21年度 | 15,160円 |
| 22年度 | 15,430円 |
| 23年度 | 15,220円 |
| 24年度 | 15,070円 |
| 25年度 | 15,040円 |

※後納制度を利用できる期間は、後納制度を優先する。

国民年金保険料 平成27年度前納額が公表される

厚生労働省は、平成27年1月30日、平成27年度国民年金保険料額の決定とともに前納額を公表した(表4)。

表4 平成27年度における前納額

| 6か月前納 (平成27年4月～27年9月分、平成27年10月～28年3月分) *通常15,590円×6か月=93,540円 | 1年前納 (平成27年4月～28年3月分) *通常15,590円×12か月=187,080円 | 2年前納 (平成27年4月～29年3月分) *通常15,590円×12か月 +16,260円×12か月 =382,200円 | | | |
|---|--|---|----------|------|----------|
| 口座振替 | 92,480円 | 口座振替 | 183,160円 | 口座振替 | 366,840円 |
| 現金納付 | 92,780円 | 現金納付 | 183,760円 | 現金納付 | - |

日本年金機構 国年保険料強制徴収に 集中取組

日本年金機構は平成27年1月23日、前年度に開始した「国民年金保険料の強制徴収の集中取組」について、平成27年度は一層強化することを公表した。

平成27年度は、控除後所得が400万円以上かつ未納月数13ヵ月以上の人等を対象に実施する。さらに控除後所得が1,000万円以上の人には取組を徹底する。

取組期間は平成27年2月及び3月で、調査対象は14,508人となる(うち、992人は控除後所得が1,000万円以上)。強制徴収の実施は「最終催告状」、「督促状」、「財産差押」と段階を追っ

て実施される(表5)。

都道府県別にみると平成27年2月・3月実施の集中取組対象者数が最も多いのは東京都(3,231人)、最も少ないのは徳島県(16人)となっている。

表5 強制徴収の実施状況 ()内は、控除後所得額1,000万円以上ある人の再掲

| | 最終催告状 | 督促状 | 財産差押 |
|--------------|---------------------|---------------------|------------------|
| 平成26年4月～11月分 | 56,767件 (4,153件) | 33,175件 (2,003件) | 8,104件 (201件) |
| 平成25年4月～11月分 | 65,984件 (4,032件) | 28,426件 (1,450件) | 4,617件 (194件) |

平成27年度より 現物給与価額(食事)が 改定に

日本年金機構は平成27年1月23日、「平成27年度現物給与価額(食事)」を公表した。一部地域を除いて現物給与の価額が改定される(表6)。

表6 平成27年度現物給与(食事)の価額

事業主の皆様

平成27年4月から現物給与の価額が改定されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合(現物給与)の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改定され、平成27年4月1日から適用されます。
この現物給与の価額の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

(単位:円)

| 都道府県名 | 食事で支払われる報酬等 | | | | | 住宅で支払われる報酬等 | その他の報酬等 |
|-------|---------------|--------------|----------------|----------------|----------------|--------------------------|---------|
| | 1人1ヵ月当たりの食事の額 | 1人1日当たりの食事の額 | 1人1日当たりの朝食のみの額 | 1人1日当たりの昼食のみの額 | 1人1日当たりの夕食のみの額 | 1人1ヵ月当たりの住宅の料金の額(概1歳につき) | |
| 北海道 | 17,700 | 590 | 150 | 210 | 230 | 870 | |
| 青森 | 17,700 | 590 | 150 | 210 | 230 | 840 | |
| 岩手 | 17,400 | 580 | 150 | 200 | 230 | 970 | |
| 宮城 | 18,000 | 600 | 150 | 210 | 240 | 1,250 | |
| 秋田 | 17,400 | 580 | 150 | 200 | 230 | 930 | |
| 山形 | 18,300 | 610 | 150 | 210 | 250 | 1,050 | |
| 福島 | 17,700 | 590 | 150 | 210 | 230 | 1,000 | |
| 茨城 | 17,700 | 590 | 150 | 210 | 230 | 1,150 | |
| 栃木 | 17,700 | 590 | 150 | 210 | 230 | 1,190 | |
| 群馬 | 17,700 | 590 | 150 | 210 | 230 | 1,060 | |
| 埼玉 | 18,300 | 610 | 150 | 210 | 250 | 1,580 | |
| 千葉 | 18,300 | 610 | 150 | 210 | 250 | 1,530 | |
| 東京 | 19,500 | 650 | 160 | 230 | 260 | 2,400 | |
| 神奈川 | 18,900 | 630 | 160 | 220 | 250 | 1,900 | |
| 新潟 | 18,000 | 600 | 150 | 210 | 240 | 1,080 | |
| 富山 | 17,700 | 590 | 150 | 210 | 230 | 1,090 | |
| 石川 | 18,300 | 610 | 150 | 210 | 250 | 1,130 | |
| 福井 | 18,900 | 630 | 160 | 220 | 250 | 990 | |
| 山梨 | 18,300 | 610 | 150 | 210 | 250 | 1,100 | |
| 長野 | 18,300 | 610 | 150 | 210 | 250 | 1,030 | |
| 岐阜 | 17,700 | 590 | 150 | 210 | 230 | 1,020 | |
| 静岡 | 18,300 | 610 | 150 | 210 | 250 | 1,280 | |
| 愛知 | 18,000 | 600 | 150 | 210 | 240 | 1,300 | |
| 三重 | 17,700 | 590 | 150 | 210 | 230 | 1,080 | |
| 滋賀 | 18,300 | 610 | 150 | 210 | 250 | 1,170 | |
| 京都 | 18,900 | 630 | 160 | 220 | 250 | 1,450 | |
| 大阪 | 18,600 | 620 | 160 | 220 | 240 | 1,480 | |
| 兵庫 | 18,300 | 610 | 150 | 210 | 250 | 1,290 | |
| 奈良 | 18,600 | 620 | 160 | 220 | 240 | 1,060 | |
| 和歌山 | 18,600 | 620 | 160 | 220 | 240 | 920 | |
| 鳥取 | 18,000 | 600 | 150 | 210 | 240 | 950 | |
| 島根 | 18,900 | 630 | 160 | 220 | 250 | 910 | |
| 岡山 | 17,400 | 580 | 150 | 200 | 230 | 1,140 | |
| 広島 | 18,000 | 600 | 150 | 210 | 240 | 1,170 | |
| 山口 | 18,000 | 600 | 150 | 210 | 240 | 910 | |
| 徳島 | 17,400 | 580 | 150 | 200 | 230 | 990 | |
| 香川 | 17,700 | 590 | 150 | 210 | 230 | 1,010 | |
| 愛媛 | 17,700 | 590 | 150 | 210 | 230 | 950 | |
| 高知 | 18,000 | 600 | 150 | 210 | 240 | 910 | |
| 福岡 | 17,700 | 590 | 150 | 210 | 230 | 1,150 | |
| 佐賀 | 17,400 | 580 | 150 | 200 | 230 | 900 | |
| 長崎 | 18,000 | 600 | 150 | 210 | 240 | 920 | |
| 熊本 | 17,400 | 580 | 150 | 200 | 230 | 990 | |
| 大分 | 17,700 | 590 | 150 | 210 | 230 | 950 | |
| 宮崎 | 17,400 | 580 | 150 | 200 | 230 | 890 | |
| 鹿児島 | 18,000 | 600 | 150 | 210 | 240 | 950 | |
| 沖縄 | 18,000 | 600 | 150 | 210 | 240 | 970 | |

※改定箇所は赤字で表示しています。
 ●住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
 ●計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
 ●洋間など量を載していない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
 ●健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

ねんきん最前線
市区町村 VOICE岐阜県本巣郡北方町
住民保険課保険年金係

お客様一人ひとりの話をよく聞き 明るく相談しやすい窓口を目指す

平成20年に町制120周年を迎えた北方町は、岐阜県内で最も面積が小さい町。だが、近年は岐阜市や名古屋市のベッドタウンとして栄え、人口密度が高い。国民年金業務を担当する職員は女性2人。1日の相談者数は約10人と少ないが、それだけにお客様と話をする時間も多くとれ、そこから必要な対応につなげることができている。「一人ひとりの相談者の話をよく聞いて、明るく相談しやすい窓口を心がけている」と話す。



ベッドタウンとして人口微増 住みやすいまちづくりを推進

北方町は、面積が5.17平方キロメートル（東西約2キロ、南北約4キロ）という、岐阜県内で最も面積が小さい町である。しかし、もともとは弘法大師空海が開いたと伝えられる「円鏡寺」の門前町として栄えた歴史ある町だ。円鏡寺は真言宗の別格本山で、「美濃三弘法」の一つとして知られる由緒ある寺院である。貴重な文化財も多く収蔵していることから「美濃の正倉院」とも呼ばれ、毎月21日には門前市も開かれている。「“小さくてもキラリとひかる北方町”がキャッチフレーズです」と、住民保険課の山田潤課長は説明する。

また、最近では岐阜市や名古屋市のベッドタウンとして発展しており、人口減少時代の日本にあっても同町の人口は微増傾向で、現在約1万8,000人。平成に入って新たに開校した小学校まであるほどだ。

同町では、「住みたいまち・住みやすいまち」を意識してのまちづくりを進め、区画整理、農地の宅地化、道路整備、公共施設の整備に力を入れてきた。また、昨年从去年から来年にかけてはバリアフリー化を目的とした道路整備も進める計画だ。

何気ない会話から 必要な情報が引き出せる

国民年金関連では、北方町の全人口のうち第1号被保険者は3,000人弱。国年業務を担当する職員は2人だ。1人は、住民保険課の保険年金係の福島ひかるさん（担当3年目）。もう1人は同課の住民係の鳥本千明さん（昨年4月採用）だ。

小さな町だけに、1日当たりの相談件数は窓口・電話を合わせて約10件と少ない。その中で多いのは資格取得、免除、障害年金などに関する相談で、年金事務所とのやりとりも多い。

「障害年金の裁定の基準がわからない」といった問い合わせや、厚生年金に関する相談も数多く寄せられるが、これらは町役場で対応できる内容ではない。「年金事務所にご案内しますが、相談に来られる方は皆さん『町役場に行けばわかるはず』と思って来られるので、申し訳なく思いますね」と福島さんは話す。

同町を管轄する年金事務所は岐阜市内にある岐阜北年金事務所。車では約20分の距離だが、運転できない人やお年寄りが行くのは大変だ。バスで行くのもあまり便利ではなく、また、お年寄りのなかには道案内をしてもよくわからないという人も多い。

相談に来られた方が何度も窓口へ足を運ばずに済むように、また、職員も「この方にはどういう対応が必要か」を覚えておくために、相談者には必要な書類のリストをメモして渡し、次回もメモを持参するように伝えている。

「書類が1度で揃うといいんですが、それができなかった場合は、資料が1つそろったたびにメモにマル印をつけて、どの書類がまだ必要かがわかるようにしています」（鳥本さん）。

特にお年寄りの方は書類の不備が少なくなく、窓口にも何度も足を運ぶケースもある。

「でも、その度に話ができて、いろいろとその方のお話を聞くことができます。80代の女性が『私が20代のころにこんなことがあってねえ』なんて何気なく話した内容から、年金にかかわる重大な出来事が見つかったり。話をしているうちに、だんだんと仲良しになる方もいらっしゃいます（笑）」（福島さん）。

1日の相談件数が少ないので、相談に来られた方とは話ができる時間がある。1件1件丁寧に話を聞けるといのが、北方町のいいところだ。

特に忘れられないのは、未支給年金関連の相談で、半年にわたり何度も町役場に足を運んでこられた方のケースだ。高齢で1人暮らしなどの事情もあって

1度には書類を揃えられず、「いまこの書類を用意しようと思っているんだけど、いろいろやるのがあってね」「いま家の整理をしているところなのよ」と進捗状況を毎回教えに来てくれた。

「ようやくすべての書類を揃えることができたときは、『よかったですね』と一緒に喜び合いました」(福島さんと鳥本さん)。

お客様の表情や生活も察して 的確に情報提供する

相談に来られた方には、必要な情報をきちんと提供・説明しようとして心がけている。

「説明をしているとき、お客様が『ん？そこはわからないな』というような表情をされたときは、反応を見てその部分をよく説明するようにしています」と鳥本さん。

福島さんは「仕事を辞めて窓口に来られた人には、辞めたときの状況やいまの生活状況を聞くようにしています。それで、失業中だとか、保険料の支払いが厳しそうだという場合は、免除申請ができることなどを説明しています」と話す。

年金制度は複雑なので理解するのは大変だ。特に鳥本さんは昨年4月に新規採用されたばかりなので勉強しなければならないことが多い。年金事務所が主催する年度初めの新任者研修には鳥本さんも出席した。「でも、採用されてまだ1か月という全然知識がないときに行ったので、『この部分が変わりました』と説明されても、変更前がどうだったのかを経験していないので、まだピンときませんでしたね(苦笑)」(鳥本さん)。

疑問に思うことは、福島さんも鳥本さんも年金事務所に頻繁に問い合わせをしているため、

年金事務所との関係は良好だ。「電話でのやり取りが多いので、事務所の方の顔をすべて把握しているわけではないですが、顔見知りのような感じの関係は築けていると思います」(福島さん)。

他県では、「市町村が年金事務所に電話をしてもつながらないことが多い」という話を聞くが、北方町ではそのようなことは経験していない。「私たちが年金事務所に電話をすればつながりますし、何かあったときは直接行けない距離ではないので、恵まれていると思います」(福島さん)。

ただし、他県の市町村からも指摘がある「センターと年金事務所の見解が違うので統一してほしい」「市町村を通さずに、センターがお客様と直接対応したほうがいい場合はそうしてほしい」という声については、北方町も同様に望んでいる。

また、ねんきんネットについては、外国人の名前などは発音でふりがなの表記が変わってしまい検索しにくいので、検索しやすいシステムにしてほしいと考えている。

国年適用関係届の電子媒体化については、北方町ではすでに

実施している。岐阜県では「一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター」を通して県内市町村の業務システムのクラウド化を進めており、これに合わせて北方町もシステム改修を行い、国年適用関係届の電子媒体化を実現した。

今後の抱負については、「まずは知識を増やしていくことが第一。また、単に増やすだけでなく、それぞれの知識をちゃんと関連づけて理解できるようにしたい。福島先輩を頼らなくても済むようにがんばりたいです」と鳥本さん。

福島さんは「個別の対応をより丁寧にするよう心がけて、お客様が聞こうとしていることを上手に引き出せるようにしたいですね。ご自身が知りたいと思っていることを口ではうまく表現できない方もいらっしゃるのので、『この方はこういうことを知りたいんだろうな』というのを察して、適切な対応につなげたいです」。

山田課長は「皆様が気軽に来られる窓口であるよう、親切・丁寧に明るく応えられる雰囲気づくりにこれからも努めていきたいです」と話す。



住民保険課の皆さん。後列左から山田潤課長、牧野拓也さん、木野村和明主幹、小林卓卓さん。前列左から福島ひかるさん、鳥本千明さん、堀部茂登美主幹。